

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項表以外の部分中「及び課を」を「，課及びセンターを」に改め，同項の表中「課の」を「課又はセンターの」に改め，同表行財政局の款総務部の項中「総務事務センター準備課」を「総務事務センター」に改め，同条第3項中「課長」の右に「，センターにセンター長」を加え，同条第8項中「及び都市計画局歩くまち京都推進室」を「，都市計画局歩くまち京都推進室及びセンター」に改め，同条第12項中「及び課」を「，課及びセンター」に改める。

第2条第1項中「及び課長」を「，課長及びセンター長」に改める。

第3条第1項中「及び課長」を「，課長」に改め，「含む。）」の右に「及びセンター長」を加える。

第6条第2項中「課長」の右に「又はセンター長」を加え，同条第6項本文中「課長に」を「課長又はセンター長に」に改める。

第8条総務部の款総務事務センター準備課の項第1号を次のように改める。

(1) 総務事務の効率化に関する事務の調査，企画及び推進に関すること。

第8条総務部の款総務事務センター準備課の項に次の2号を加える。

(5) 支出負担行為の確認に関すること。

(6) 収入及び支出の証拠書類の整理に関すること。

第8条総務部の款総務事務センター準備課の項中「総務事務センター準備課」を「総務事務センター」に改める。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)